

令和5年1月定例会 教育長報告

◆ 1月の主な活動

- 13日 静岡市優秀教職員表彰式（清水庁舎）〔教育長〕
- 19日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 24日 移動教育委員会（清水マリンビル）〔教育長・委員〕

◆ 2月の主な予定

- 3日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

議案第 2 3 号

通学区域の変更について

通学区域について、次のように変更する。

令和 5 年 1 月 1 9 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 通学区域について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問し、
答申を得たので、令和 5 年度より変更しようとするものである。

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校、 静岡市立新通小学校、 <u>静岡市立田町小学校</u> 及 び <u>静岡市立駒形小学校</u>	静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校 及び静岡市立新通小 学校
		<u>静岡市立田町小学校</u>	<u>静岡市立田町小学校</u>
		<u>静岡市立駒形小学校</u>	<u>静岡市立駒形小学校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水小学校	<u>静岡市立清水浜田小学</u> <u>校</u> 及び静岡市立清水小 学校	<u>静岡市立清水浜田小</u> <u>学校</u>	<u>静岡市立清水浜田小</u> <u>学校</u>
		<u>静岡市立清水小学校</u>	<u>静岡市立清水小学校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水興津小 学校	静岡市立清水興津小学 校、 <u>静岡市立清水小島</u> <u>小学校</u> 、 <u>静岡市立清水</u> <u>小河内小学校</u> 、 <u>静岡市</u> <u>立清水宍原小学校</u> 及び <u>静岡市立清水両河内小</u> <u>学校</u>	静岡市立清水興津小 学校	静岡市立清水興津小 学校
		<u>静岡市立清水小島小</u> <u>学校</u>	<u>静岡市立清水小島小</u> <u>学校</u> 、 <u>静岡市立清水小</u> <u>河内小学校</u> 、 <u>静岡市立</u> <u>清水宍原小学校</u> 及び <u>静岡市立清水両河内</u> <u>小学校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、 静岡市立城内中学校、 静岡市立安東中学校及 び <u>静岡市立安倍川中学</u> <u>校</u>	静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、 静岡市立城内中学校 及び静岡市立安東中 学校
		<u>静岡市立安倍川中学</u> <u>校</u>	<u>静岡市立安倍川中学</u> <u>校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立豊田中学校	静岡市立豊田中学校及び静岡市立高松中学校	静岡市立豊田中学校	静岡市立豊田中学校
		静岡市立高松中学校	静岡市立高松中学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水袖師中学校	静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水袖師中学校	静岡市立清水袖師中学校
		静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水庵原中学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校、 静岡市立新通小学校、 <u>静岡市立田町小学校</u> 及 び静岡市立駒形小学校	静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校、 静岡市立新通小学校及 び静岡市立駒形小学校
		<u>静岡市立田町小学校</u>	<u>静岡市立田町小学校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水江尻小学校	<u>静岡市立清水辻小学校</u> 、静岡市立清水江尻小学校、 <u>静岡市立清水袖師小学校</u> 及び静岡市立清水庵原小学校	<u>静岡市立清水辻小学校</u>	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校
		静岡市立清水江尻小学校	静岡市立清水江尻小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立大里中学校	静岡市立大里中学校及び静岡市立中島中学校	静岡市立大里中学校	静岡市立大里中学校
		<u>静岡市立中島中学校</u>	<u>静岡市立中島中学校</u>

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水第三中学校	静岡市立清水第三中学校、 <u>静岡市立清水第四中学校</u> 及び静岡市立清水第五中学校	静岡市立清水第三中学校	静岡市立清水第三中学校
		<u>静岡市立清水第四中学校</u>	<u>静岡市立清水第四中学校</u>
		<u>静岡市立清水第五中学校</u>	<u>静岡市立清水第五中学校</u>

3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

4 施行日 令和5年4月1日

令和5年1月16日

静岡市教育委員会 様

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会

委員長

粉川 克彦



令和4年12月23日付け04 静教教児第2386号による諮問について慎重に審議した結果、本審議会は下記のとおり答申する。

記

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立田町小学校と静岡市立駒形小学校に新設し、静岡市立番町小学校(知)、静岡市立新通小学校(知)、静岡市立田町小学校(知)及び静岡市立駒形小学校(知)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校、 静岡市立新通小学校、 静岡市立田町小学校及 び静岡市立駒形小学校	静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校 及び静岡市立新通小 学校
		静岡市立田町小学校	静岡市立田町小学校
		静岡市立駒形小学校	静岡市立駒形小学校

(2) 静岡市立清水浜田小学校に新設し、静岡市立清水浜田小学校（知）及び静岡市立清水小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水小学校	静岡市立清水浜田小学 校及び静岡市立清水小 学校	静岡市立清水浜田小 学校	静岡市立清水浜田小 学校
		静岡市立清水小学校	静岡市立清水小学校

(3) 静岡市立清水小島小学校に新設し、静岡市立清水興津小学校（知）、静岡市立清水小島小学校（知）、静岡市立清水小河内小学校（知）、静岡市立清水宍原小学校（知）及び静岡市立清水両河内小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水興津小 学校	静岡市立清水興津小学 校、 <u>静岡市立清水小島</u> 小学校、 <u>静岡市立清水</u> <u>小河内小学校</u> 、 <u>静岡市</u> <u>立清水宍原小学校</u> 及び <u>静岡市立清水両河内小</u> <u>学校</u>	静岡市立清水興津小 学校	静岡市立清水興津小 学校
		<u>静岡市立清水小島小</u> <u>学校</u>	<u>静岡市立清水小島小</u> <u>学校</u> 、 <u>静岡市立清水小</u> <u>河内小学校</u> 、 <u>静岡市立</u> <u>清水宍原小学校</u> 及び <u>静岡市立清水両河内</u> <u>小学校</u>

(4) 静岡市立安倍川中学校に新設し、静岡市立未広中学校（知）、静岡市立城内中学校（知）、静岡市立安東中学校（知）及び静岡市立安倍川中学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立城内中学校	静岡市立未広中学校、 静岡市立城内中学校、 静岡市立安東中学校及 び <u>静岡市立安倍川中学</u> <u>校</u>	静岡市立城内中学校	静岡市立未広中学校、 静岡市立城内中学校 及び静岡市立安東中 学校
		<u>静岡市立安倍川中学</u> <u>校</u>	<u>静岡市立安倍川中学</u> <u>校</u>

(5) 静岡市立高松中学校に新設し、静岡市立豊田中学校(知)及び静岡市立高松中学校(知)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立豊田中学校	静岡市立豊田中学校及び静岡市立高松中学校	静岡市立豊田中学校	静岡市立豊田中学校
		静岡市立高松中学校	静岡市立高松中学校

(6) 静岡市立清水庵原中学校に新設し、静岡市立清水袖師中学校(知)及び静岡市立清水庵原中学校(知)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水袖師中学校	静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水袖師中学校	静岡市立清水袖師中学校
		静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水庵原中学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

(1) 静岡市立田町小学校に新設し、静岡市立番町小学校(自・情)、静岡市立新通小学校(自・情)、静岡市立田町小学校(自・情)及び静岡市立駒形小学校(自・情)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校、 静岡市立新通小学校、 静岡市立田町小学校及 び静岡市立駒形小学校	静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校、 静岡市立新通小学校及 び静岡市立駒形小学校
		静岡市立田町小学校	静岡市立田町小学校

(2) 静岡市立清水辻小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校(自・情)、静岡市立清水江尻小学校(自・情)、静岡市立清水袖師小学校(自・情)及び静岡市立清水庵原小学校(自・情)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水江尻小学校	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水江尻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校
		静岡市立清水江尻小学校	静岡市立清水江尻小学校

(3) 静岡市立中島中学校に新設し、静岡市立大里中学校(自・情)及び静岡市立中島中学校(自・情)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立大里中学校	静岡市立大里中学校及 び静岡市立中島中学校	静岡市立大里中学校	静岡市立大里中学校
		静岡市立中島中学校	静岡市立中島中学校

(4) 静岡市立清水第四中学校と静岡市立清水第五中学校に新設し、静岡市立清水第三中学校(自・情)、静岡市立清水第四中学校(自・情)及び静岡市立清水第五中学校(自・情)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水第三中学校	静岡市立清水第三中学校、静岡市立清水第四中学校及び静岡市立清水第五中学校	静岡市立清水第三中学校	静岡市立清水第三中学校
		静岡市立清水第四中学校	静岡市立清水第四中学校
		静岡市立清水第五中学校	静岡市立清水第五中学校

3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

4 施行日 令和5年4月1日

議案第 2 4 号

令和 4 年度補正予算案について

令和 4 年度補正予算 (2 月補正) 案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 5 年 1 月 1 9 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

1 補正予算の概要

別紙「事業の概要」のとおり

事業の概要

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 補正前予算額	内容等
教育局			
国の2次補正予算に伴う補正			
教育 総務課 教育 施設課	小中高等学校保健特別対策 事業 (小学校維持管理事業) (中学校維持管理事業) (市立高等学校維持管理事業) (市立清水桜が丘高等学校維持 管理事業) (10-2-1) (10-3-1) (10-4-1)	44,200 (0)	(事業内容) 小中高等学校における新型コロナウイルス感染症対策に 必要な保健衛生用品を購入 ・対象校 小学校 82校 中学校 43校 高等学校 2校 【特定財源】国庫補助金(1/2) 22,100
教育 施設課	小中学校校舎トイレリフレッシュ 事業 (小学校校舎等改修事業) (中学校校舎等改修事業) (10-2-3) (10-3-4)	639,600 (0)	(事業内容) 老朽化し、衛生環境の保持が困難なトイレを改修するため の設計及び工事を実施 ・実施内容 トイレの洋式化、床のドライ化等 ・対象校 設計 新通小学校など 7校 清水第八中学校など 4校 工事 清水辻小学校など 8校 高松中学校など 4校 【特定財源】国庫補助金(1/3) 179,423 市債 442,700
学 校 教育課	部活動改革検討委員会委員 (10-1-3)	253 (0)	(事業内容) 休日の部活動の段階的な地域移行などを検討するための、 部活動改革検討委員会委員の報酬 【特定財源】国庫補助金(1/3) 84
児童生徒 支援課	スクールバス安全装置装備 改修事業 (10-1-3)	720 (0)	(事業内容) 送迎用バスに安全装置を装備するための修繕を実施 ・対象施設等 両河内小中学校 ・車両台数 4台 ・実施内容 送迎用バスへの安全装置の導入 【特定財源】国庫補助金(定額) 360
教 育 センター	GIGAスクール運営支援センター 設置事業 (小学校教育機器設置事業) (中学校教育機器設置事業) (10-2-2) (10-3-2)	33,550 (22,776)	(事業内容) 1人1台端末を活用できる環境づくり、教員の指導力向上を 支援するためのコールセンター等の運営 ・実施内容 ・端末の調査、故障等の問合せ対応を行う 教員向け コールセンターの運営や、保護者 向けFAQサイトの運営 ・端末の初期設定等 【特定財源】国庫補助金(1/3) 11,183

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 補正前予算額	内容等
その他			
教職 員課	教育委員会事務事業 (10-1-2)	32,971 (21,704)	(事業内容) 令和3年度義務教育費国庫負担金の交付決定額の減額に伴う負担金の返還
児童生徒 支援課	奨学金給付事業 (10-1-2)	300 (5,000)	(事業内容) 修学困難な学生又は生徒に対する教育奨励費の給付・給付金額の増加に伴う事業費の増額 【特定財源】繰入金 300
学校 給食課	学校給食費負担軽減事業 (10-6-8)	△164,000 (200,000)	(事業内容) 決算見込みに伴う事業費の減額 【特定財源】臨時交付金 △164,000
人件費			
教育 総務課 教職 員課	給与費等	△925,379	(事業内容) 現員現給に伴う減額 ・教育総務課所管分 △146,206千円 ・教職課所管分 △779,173千円 【特定財源】国庫支出金(1/3) △344,790

繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
10 教育費	1 教育総務費	部活動改革検討委員会委員経費 (学校教育課)		253千円
		小中一貫教育準備経費 (スクールバス安全装置装備改修事業) (児童生徒支援課)		720千円
	2 小学校費	維持管理経費 (学校保健特別対策事業) (教育施設課)		27,840千円
		教育機器設置費 (教育センター)		23,485千円
		校舎等改修事業費 (清水辻小学校外14) (教育施設課)		405,300千円
	3 中学校費	維持管理経費 (学校保健特別対策事業) (教育施設課)		14,160千円
		教育機器設置費 (教育センター)		10,065千円
		校舎等改修事業費 (高松中学校外7) (教育施設課)		234,300千円
	4 高等学校費	市立高等学校維持管理費 (学校保健特別対策事業) (教育総務課)		1,100千円
		市立清水桜が丘高等学校維持管理費 (学校保健特別対策事業) (教育総務課)		1,100千円
	5 社会教育費	管理運営費 (西奈複合施設発電設備改修) (中央図書館)		7,524千円

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
10 教育費	5 社会教育費	和田島自然の家整備事業費 (教育総務課)	32,000千円	38,500千円

債務負担行為

(追加)

事 項	期 間	限度額
小学校教室等改修事業費 (教育施設課)	令 和 5 年 度	13,300千円
中学校教室等改修事業費 (教育施設課)	令 和 5 年 度	7,900千円

(廃止)

事 項	期 間	限度額
小・中学校校務支援システム機器設置費 (教育センター)	自 令 和 5 年 度 至 令 和 9 年 度	954,000千円

議案第25号

静岡市体育館条例の一部改正について

静岡市体育館条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和5年1月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- 1 内 容 新旧対照表のとおり
- 2 提案理由 静岡市三保体育館の廃止に伴い、所要の改正をするものである。

審査議案	第	号	静岡市例規集第2巻3293頁
------	---	---	----------------

例規概要説明書（観光交流文化局スポーツ振興課）

1 例規の名称	静岡市体育館条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>学校法人東海大学より借り受けている静岡市清水三保体育館が、非耐震構造物である可能性が高いことが判明した。施設所有者である東海大学は、耐震診断及び施設改修を実施する予定が無いとのことから、静岡市では安全な施設提供ができないと判断したため、令和5年度より静岡市清水三保体育館を廃止することとした。</p> <p>当廃止に伴い、所要の改正を行う。</p>
4 施行期日	令和5年4月1日
5 制定改廃の概要	<p>(1) 静岡市清水三保体育館の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。 (第2条、第4条、第5条、第6条、第8条、第10条、第10条の2、第16条、第18条及び第20条関係)</p> <p>(2) 静岡市清水三保体育館の廃止に伴い、静岡市由比体育館及び静岡市蒲原体育館のアリーナ一部利用に係る使用料及び利用料金を新たに設定することとした。(別表関係)</p> <p>(3) この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。(附則第1項関係)</p> <p>(4) この条例による改正後の静岡市体育館条例別表第7の規定に基づく静岡市蒲原体育館の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の前においてもこれを行うことがこととした。(附則第2項関係)</p>
6 法的な検討事項	<p>静岡市清水三保体育館の代替施設として、主に静岡市由比体育館及び静岡市蒲原体育館を想定している。現行、静岡市由比体育館及び静岡市蒲原体育館のアリーナは、利用面積に関わらず一律の使用料・利用料金であるため、一部利用の使用料・利用料金を新たに設定することで、利用可能枠が増え、静岡市清水三保体育館の既存利用者の受け皿となる。</p> <p>なお、静岡市由比体育館及び静岡市蒲原体育館以外の体育館については一部利用の利用料金が設定されている。</p>
7 関係する法令・条例等	なし

8 予算措置等 特記事項	静岡市清水三保体育館の廃止及び静岡市由比体育館等の一部利用について重要政策検討会議（令和4年11月2日）に付議済み。
-----------------	--

議案第 号

静岡市体育館条例の一部改正について

静岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

静岡市長田体育館	静岡市駿河区鎌田574番地の1	を
静岡市清水三保体育館	静岡市清水区三保2069番地の26	

」

静岡市長田体育館	静岡市駿河区鎌田574番地の1	に
----------	-----------------	---

」

改める。

第4条第2項中「静岡市清水三保体育館及び静岡市由比体育館（以下「静岡市清水三保体育館等」という。）」を「静岡市由比体育館」に、「静岡市清水三保体育館等以外」を「静岡市由比体育館以外」に改める。

第5条第3項及び第6条第1項中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改める。

第8条中「静岡市清水三保体育館等の利用の」を「静岡市由比体育館の利用の」に、「静岡市清水三保体育館等の利用者」を「静岡市由比体育館の利用者」に改め、「及び別表第2まで」を削る。

第10条中「静岡市清水三保体育館等の利用者」を「静岡市由比体育館の利用者」に改める。

第10条の2中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改める。

第16条第1項及び第2項中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改め、同

条第3項中「別表第3から別表第8まで」を「別表第2から別表第7まで」に改める。

第18条及び第20条中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加え、同表を別表第1とする。

9 アリーナの一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの使用料の額は、この表による使用料の額の2分の1に相当する額とする。

別表第3を別表第2とし、別表第4から別表第7までを1表ずつ繰り上げる。

別表第8備考中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加え、同表を別表第7とする。

9 静岡市蒲原体育館の一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの利用料金の限度額は、この表による金額の2分の1に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の静岡市体育館条例別表第7の規定に基づく静岡市蒲原体育館の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後（案）
<p>○静岡市体育館条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 条例第124号</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（開館時間等）</p> <p>第4条 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、中央体育館の屋内プールの開場時間は、午前10時から午後8時30分までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、<u>静岡市清水三保体育館及び静岡市由比体育館（以下「静岡市清水三保体育館等」という。）</u>にあつては教育委員会は、<u>静岡市清水三保体育館等以外</u>の体育館にあつては第16条第1項の規定による指定を受けて管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は教育委員会の承認を得て、開館時間又は開場時間を変更することができる。</p> <p>（休館日等）</p> <p>第5条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、静岡市由比体育館の休館日については、第1号の規定は、適用しない。</p> <p>（1）毎月の第1月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）</p> <p>（2）12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、静岡市中央体育館の屋内プールは、次に掲げる日を休場日とする。</p>	<p>○静岡市体育館条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日 条例第124号</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（開館時間等）</p> <p>第4条 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、中央体育館の屋内プールの開場時間は、午前10時から午後8時30分までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、<u>静岡市由比体育館</u>にあつては教育委員会は、<u>静岡市由比体育館以外</u>の体育館にあつては第16条第1項の規定による指定を受けて管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は教育委員会の承認を得て、開館時間又は開場時間を変更することができる。</p> <p>（休館日等）</p> <p>第5条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、静岡市由比体育館の休館日については、第1号の規定は、適用しない。</p> <p>（1）毎月の第1月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）</p> <p>（2）12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、静岡市中央体育館の屋内プールは、次に掲げる日を休場日とする。</p>

(1) 月曜日(前項第1号に規定する日を除き、当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)

(2) 水質管理に要する日として教育委員会が別に定める日

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、静岡市清水三保体育館等にあつては教育委員会は、静岡市清水三保体育館等以外の体育館にあつては指定管理者は教育委員会の承認を得て、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは休場することができる。

(利用の許可)

第6条 体育館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会等(静岡市清水三保体育館等にあつては教育委員会を、静岡市清水三保体育館等以外の体育館にあつては指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会等は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料の納付)

第8条 第6条第1項の規定により静岡市清水三保体育館等の利用の許可を受けた者(第10条において「静岡市清水三保体育館等の利用者」という。)は、別表第1及び別表第2までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) 静岡市清水三保体育館等の利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。

(2) 静岡市清水三保体育館等の利用者が利用の許可の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(1) 月曜日(前項第1号に規定する日を除き、当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)

(2) 水質管理に要する日として教育委員会が別に定める日

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、静岡市由比体育館にあつては教育委員会は、静岡市由比体育館以外の体育館にあつては指定管理者は教育委員会の承認を得て、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは休場することができる。

(利用の許可)

第6条 体育館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会等(静岡市由比体育館にあつては教育委員会を、静岡市由比体育館以外の体育館にあつては指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会等は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料の納付)

第8条 第6条第1項の規定により静岡市由比体育館の利用の許可を受けた者(第10条において「静岡市由比体育館の利用者」という。)は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) 静岡市由比体育館の利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。

(2) 静岡市由比体育館の利用者が利用の許可の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(利用料金)

第10条の2 第6条第1項の規定により静岡市清水三保体育館等以外の体育館の利用の許可を受けた者は、第16条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 静岡市清水三保体育館等以外の体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者に静岡市清水三保体育館等以外の体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表第3から別表第8までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の基準)

第18条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画が静岡市清水三保体育館等以外の体育館の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。

(2) 事業計画が静岡市清水三保体育館等以外の体育館の効果的な管理を実現するものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められる

(利用料金)

第10条の2 第6条第1項の規定により静岡市由比体育館以外の体育館の利用の許可を受けた者は、第16条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 静岡市由比体育館以外の体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者に静岡市由比体育館以外の体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表第2から別表第7までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の基準)

第18条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画が静岡市由比体育館以外の体育館の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。

(2) 事業計画が静岡市由比体育館以外の体育館の効果的な管理を実現するものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められる

こと。

(4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 静岡市清水三保体育館等以外の体育館における第3条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 静岡市清水三保体育館等以外の体育館の利用の許可に関すること。

(3) 静岡市清水三保体育館等以外の体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

別表第1 (第8条関係)

静岡市清水三保体育館の使用料

【別記2 参照】

備考

1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。

2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

3 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者

こと。

(4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 静岡市由比体育館以外の体育館における第3条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 静岡市由比体育館以外の体育館の利用の許可に関すること。

(3) 静岡市由比体育館以外の体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の静岡市体育館条例別表第7の規定に基づく静岡市蒲原体育館の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

別表第1 (第8条関係) 削除

以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

4 「剣道場等」とは、剣道場、柔道場及び多目的フロアをいう。

5 2以上の時間区分を連続して利用する場合の使用料の額は、各時間区分の使用料の額を合計した額とする。

6 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間又は午後5時から午後6時までの時間を利用する場合の当該時間の使用料の額は、正午から午後1時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における使用料の額の3分の1に相当する額と、午後5時から午後6時までの時間にあつてはこの表の午後2の区分における使用料の額の2分の1に相当する額とする。

7 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における使用料の額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間の区分における使用料の額の3分の1に相当する額とする。

8 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表による使用料の額の3倍の額とする。

9 第5条第3項の規定により休館日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

10 アリーナの一部を利用する場合において、その利用面積が2分の1又は3分の1に満たないときの使用料の額は、この表による使用料の額のそれぞれ2分の1又は3分の1に相当する額とする。

11 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

12 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。

13 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第2（第8条関係）

静岡市由比体育館の使用料

【別記3 参照】

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の使用料の額は、各時間区分の使用料の額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の使用料の額は、この表の午前の区分における使用料の額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までであってはこの表の午前の区分における使用料の額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までであってはこの表の夜間2の区分にお

別表第1（第8条関係）

静岡市由比体育館の使用料

【別記3 参照】

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 3 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の使用料の額は、各時間区分の使用料の額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の使用料の額は、この表の午前の区分における使用料の額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までであってはこの表の午前の区分における使用料の額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までであってはこの表の夜間2の区分にお

ける使用料の額の2分の1に相当する額とする。

7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表による使用料の額の3倍の額とする。

8 第5条第3項の規定により休館日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

9 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。

10 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。

11 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第3 (第16条関係) (略)

別表第4 (第16条関係) (略)

別表第5 (第16条関係) (略)

別表第6 (第16条関係) (略)

別表第7 (第16条関係) (略)

別表第8 (第16条関係)

静岡市蒲原体育館の利用料金の限度額

【別記15 参照】

備考

1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。

2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

3 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者

ける使用料の額の2分の1に相当する額とする。

7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表による使用料の額の3倍の額とする。

8 第5条第3項の規定により休館日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

9 アリーナの一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの使用料の額は、この表による使用料の額の2分の1に相当する額とする。

10 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。

11 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。

12 使用料の額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第2 (第16条関係) (略)

別表第3 (第16条関係) (略)

別表第4 (第16条関係) (略)

別表第5 (第16条関係) (略)

別表第6 (第16条関係) (略)

別表第7 (第16条関係)

静岡市蒲原体育館の利用料金の限度額

【別記15 参照】

備考

1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。

2 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

3 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者

以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 8 第5条第3項の規定により休館日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

9 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

10 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。

11 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

- 4 2以上の時間区分を連続して利用場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して正午から午後1時までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額とする。
- 6 第4条第2項の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までにあつてはこの表の午前の区分における金額の3分の1に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあつてはこの表の夜間2の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 8 第5条第3項の規定により休館日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。

9 静岡市蒲原体育館の一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの利用料金の限度額は、この表による金額の2分の1に相当する額とする。

10 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

11 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。

12 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

【別記1】 現行

名称	位置
静岡市中央体育館	静岡市葵区駿府町2番80号
静岡市東部体育館	静岡市葵区東千代田二丁目3番1号
静岡市北部体育館	静岡市葵区松富四丁目14番1号
静岡市南部体育館	静岡市駿河区曲金三丁目1番30号
静岡市長田体育館	静岡市駿河区鎌田574番地の1
静岡市清水三保体育館	静岡市清水区三保2069番地の26
静岡市蒲原体育館	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号
静岡市由比体育館	静岡市清水区由比456番地の151

改正後（案）

名称	位置
静岡市中央体育館	静岡市葵区駿府町2番80号
静岡市東部体育館	静岡市葵区東千代田二丁目3番1号
静岡市北部体育館	静岡市葵区松富四丁目14番1号
静岡市南部体育館	静岡市駿河区曲金三丁目1番30号
静岡市長田体育館	静岡市駿河区鎌田574番地の1
静岡市清水三保体育館	静岡市清水区三保2069番地の26
静岡市蒲原体育館	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号
静岡市由比体育館	静岡市清水区由比456番地の151

【別記2】

現行

利用区分			時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利 用	アリーナ	一般		4,650円	3,100円	3,100円	6,060円
		生徒等及び70歳以上の者		2,340円	1,560円	1,560円	3,030円
	剣道場等	一般		1,380円	920円	920円	1,830円
		生徒等及び70歳以上の者		690円	460円	460円	930円

~~改正後(案)~~

利用区分			時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用利 用	アリーナ	一般		4,650円	3,100円	3,100円	6,060円
		生徒等及び70歳以上の者		2,340円	1,560円	1,560円	3,030円
	剣道場等	一般		1,380円	920円	920円	1,830円
		生徒等及び70歳以上の者		690円	460円	460円	930円

【別記3】 現行

利用区分			時間区分	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
				午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで
専用利 用	アリーナ	一般		2,310円	1,540円	1,540円	1,940円	2,340円
		生徒等及び70歳以上の者		1,620円	1,080円	1,080円	1,360円	1,640円
	卓球場	一般		390円	260円	260円	340円	420円
		生徒等及び70歳以上の者		300円	200円	200円	250円	300円

改正後（案）

利用区分			時間区分	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
				午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで
専用利 用	アリーナ	一般		2,310円	1,540円	1,540円	1,940円	2,340円
		生徒等及び70歳以上の者		1,620円	1,080円	1,080円	1,360円	1,640円
	卓球場	一般		390円	260円	260円	340円	420円
		生徒等及び70歳以上の者		300円	200円	200円	250円	300円

【別記15】

現行

利用区分			時間区分	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般		3,120円	2,080円	2,080円	2,600円	3,120円
		生徒等及び70歳以上の者		2,190円	1,460円	1,460円	1,830円	2,200円
	その他の場合			15,600円	10,400円	10,400円	13,000円	15,600円

改正後（案）

利用区分			時間区分	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般		3,120円	2,080円	2,080円	2,600円	3,120円
		生徒等及び70歳以上の者		2,190円	1,460円	1,460円	1,830円	2,200円
	その他の場合			15,600円	10,400円	10,400円	13,000円	15,600円

その他②

藁科図書館大規模改修に伴う休館について

令和5年6月から予定している藁科図書館大規模改修に伴う休館について、別紙のとおり報告します。

藁科図書館大規模改修に伴う休館について

令和5年1月

中央図書館

藁科図書館は、藁科生涯学習センターとの複合施設として、平成元年7月に開館してから34年が経過しております。

約10万冊の蔵書がある藁科図書館は、令和3年度の入館者数58,764人・個人貸出点数131,465点の利用があり、主に藁科地域の方々に親しまれている施設です。

今回、施設の老朽化に伴い、設備機器等の更新が必要となったため、令和5年5月1日から令和6年4月中旬まで（予定）休館し大規模改修工事を実施します。

※藁科生涯学習センターは、令和5年6月1日から令和6年3月31日まで休館予定。

《敷地・建物概要》

□敷地面積：3,087㎡

□延床面積：2,534.83㎡

□構造規模：鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建



(イメージ図)

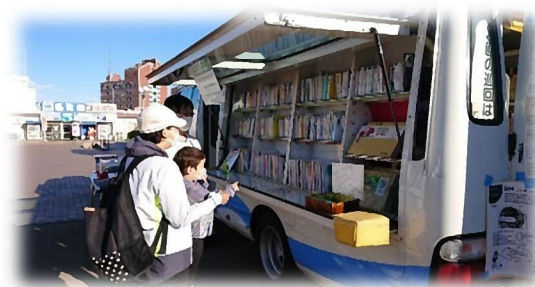
改修後の図書館は…

どの世代にとっても利用しやすく、
藁科地域の良さを感じられる図書館を目指します！

- 床、壁等の全面張り替え、照明のLED化により、明るく清潔感のある読書環境を整えます。
- 書架サインを付け替えて、案内を分かりやすくします。
- 藁科川の風景を楽しみながら読書ができる読書席を設けます。
- おはなしコーナーの前の段差を解消し、小さいお子さんが入りやすくします。
- エレベーターが新しくなります。
- トイレが洋式に変わります。
- 電気設備、空調設備、機械設備など 設備関係が改修・更新されます。

休館中の主なサービスは…

- 隣接地へ移動図書館車を運行し、貸出・返却等のサービスを提供します。
(2週間に1回程度(金曜日・午後))
- 藁科図書館の新刊図書の購入は休館中も続きます。その一部を他の11館の専用コーナーに配置し、広く市民に貸し出します。



(移動図書館車の様子)



(専用コーナーの例)